

第五十五号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| | 「 七四人 | 「 七五人 | |
| | 一五二人 | 一五三人 | |
| 第三条第一項中 | 四二六八 | 四二八八 | を に改める。 |
| | 四三九八 | 四四一八 | |
| | 四五二八 | 四五三八 | |
| | 一、五四二八」 | 一、五四九八」 | |

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。